

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税には、土地・家屋以外に償却資産があります。償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産を、資産所在地の市町村長へ申告することとなっております。

つきましては、この「申告の手引き」をご参照のうえ申告書を作成し、期限までに提出くださいますようお願いいたします。

○申告期限 令和6年1月31日（水）

※申告期限間近になりますと大変混雑しますので、なるべくお早めの申告にご協力をお願いいたします。

○提出先及びお問い合わせ先

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 総務部 税務課 固定資産税係

電話 092(938)2311 内線 422・423

※役場に直接持参される場合は、午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

（土日祝日を除く）

※インターネットによる電子申告「eLTAX（エルタックス）」を利用することもできます。電子申告を行う場合は、事前に利用届出等が必要です。詳しくはeLTAXのホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



粕 屋 町

目 次

I 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方	1
(2) 申告書等の提出方法	1
(3) 申告書等の提出期限	1
・ 申告から課税までのながれ	2
(4) 国税の取扱いとの主な違い	3
(5) 申告の対象となる資産	3
(6) 申告の対象とならない資産	4
(7) リース資産の取り扱い	4
(8) 課税標準の特例及び非課税となる資産	4
(9) 申告内容の確認調査について	4

II 償却資産とは

(1) 償却資産とは	6
(2) 償却資産の種類と具体例	6
(3) 家屋と償却資産の区分	6
・ 申告の対象となる主な償却資産（業種別）	7
・ 家屋と償却資産の区分表	8
(4) 償却資産の価格	9
(5) 税率・免税点について	10
(6) マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について	11

III 償却資産申告書の書き方

記載例 1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）	12
記載例 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）	13
記載例 3 種類別明細書（減少資産用）	14

I 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、粕屋町内に土地及び家屋以外の償却資産（町内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人又は個人

(2) 申告書等の提出方法

申告書は、提出用と控用がございますので提出用のみ提出してください。

※申告書を郵送される方で控え（受付印を押印したもの）の返送をご希望の方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産・増加資産用）
注意点	・毎年1月1日現在、町内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
記載例	12～13ページ

●前年度に申告されている方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産・増加資産用） ・種類別明細書（減少資産用）
注意点	・前年中に増加・減少した資産を、それぞれ種類別明細書に記入してください。 ・前年以前に取得した申告漏れ資産、移動してきた資産は種類別明細書（全資産・増加資産用）に記入してください。 ・種類別明細書（減少資産用）は、減少した資産のみを記入してください。 ・増加・減少した資産がない場合は、申告書の備考欄へ「資産の増減なし」と記入してください。
記載例	12～14ページ

●廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（減少資産用）
注意点	・償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。
記載例	12、14ページ

■ 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、1月1日現在所有している全ての資産について、評価額等を計算し、評価額・決定価格・課税標準額も記入してください。

■ 電子申告を利用する場合

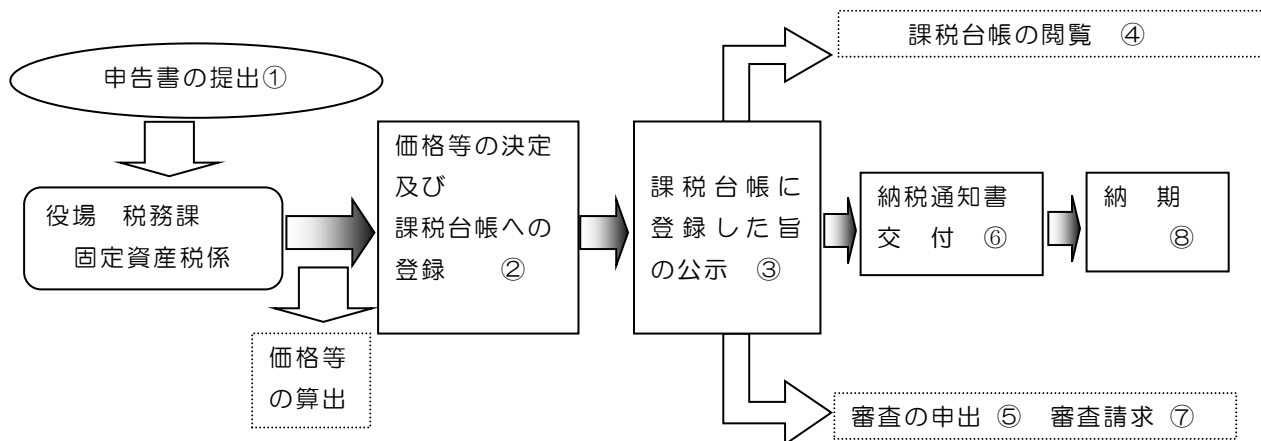
eLTAX (<http://www.eltax.lta.go.jp/>) により、所定の手続きにしたがって申告してください。※電子申告を行う場合は、事前に利用届出等が必要です。

(3) 申告書等の提出期限

申告書提出期限は、令和6年1月31日（水）です。

※お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

申告から課税までのながれ



① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日まで（土日祝日の場合は翌開庁日）に、粕屋町役場 総務部税務課 固定資産税係に申告していただきます。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を粕屋町長が公示します。

④ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、役場 税務課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月までの間に、文書をもって粕屋町固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定に、なお不服のあるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑥ 納税通知書交付

下の算式により税額を算出し、納税通知書を交付します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{(1,000円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{1.4/100} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

※価格等の算出の結果、課税標準額の合計額が150万円（免税点）未満の場合には課税されないため納税通知書は交付されませんが、その場合でも申告は必要です。

⑦ 審査請求

課税の内容について不服がある方は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町に対して審査請求をすることができます。

⑧ 納期

通常年4回の納期（5月、7月、11月、翌年の2月）に分けて納めていただくこととなっています。具体的な納期は、固定資産税納税通知書等でお知らせします。

(4) 国税の取扱いとの主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法と定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度 (注1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます (租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます (法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円(備忘価額)まで
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価)	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償 却資産取得価額の損金算 入の特例	認められません	認められます (租税特別措置法)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(5) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次のような資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
(例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産

注:カ及びキについては、5ページ<参考>をご参照ください。

(6) 申告の対象とならない資産

次のような資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- イ 無形固定資産（例：特許権、実用新案権等）
- ウ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価額20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

注：エ及びオについては、5ページ<参考>をご参照ください。

(7) リース資産の取り扱い

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、償却資産（固定資産税）においては、従前のおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、5ページ<参考>③のおり取得価額が20万円未満の場合は償却資産の申告対象から除かれます。

(8) 課税標準の特例及び非課税となる資産

・課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記入し、当該資産が要件を満たすことが確認できる書類等を併せて提出してください。

・非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、非課税の扱いとなり固定資産税が課税されません。該当する償却資産を新たに取得された方や使用用途等に変更が生じた方は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記入し、当該資産が非課税資産に該当することが確認できる書類等を併せて提出してください。

※添付書類等の詳細についてご不明なところがあればお問い合わせください。

(9) 申告内容の確認調査について

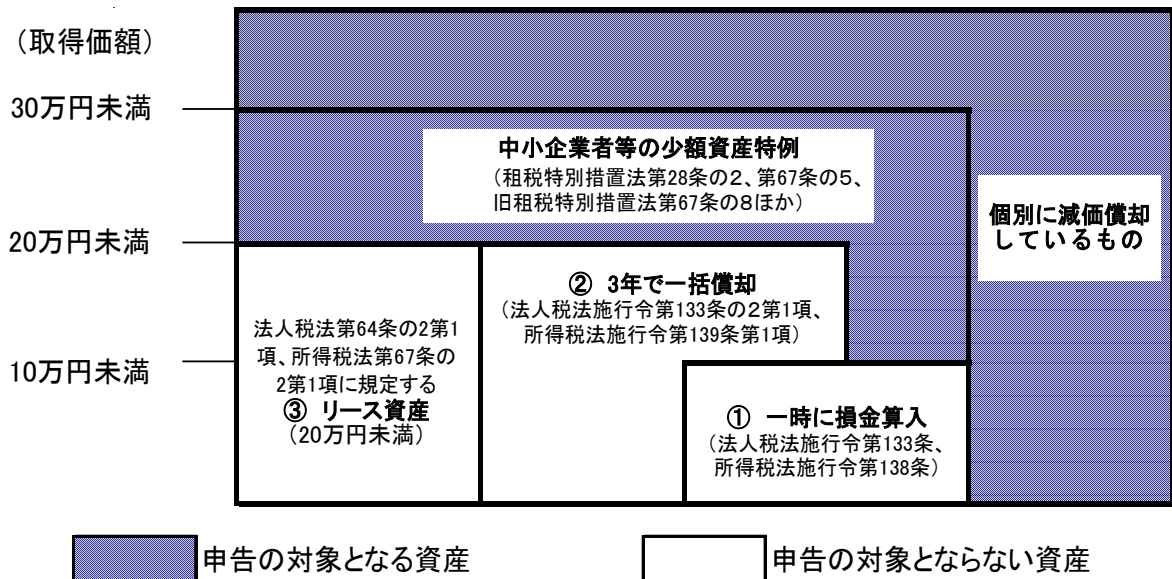
申告書受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いします。また、上記調査等に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、資産を取得された年度によっては過年度まで遡及することもありますので、あらかじめご承知おきください。

〈参考〉

償却方法と取得価額による申告対象の一覧

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」は、地方税法の規定により、①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、②取得価額20万円未満のうち3年間で一括償却したもの、③法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。（下図をご参照ください）



※取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せずに個別に償却しているものは固定資産税の課税対象となります。

★ご注意ください★

正当な理由なく申告をされなかった場合、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

Ⅱ 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で、法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用するだけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構 築 物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、屋外排水溝、ゴルフ練習場設備等
	建 物 附 属 設 備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等（本ページ「(3)家屋と償却資産の区分」をご参照ください。）
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等
3	船 舶	客船、貨物船、ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999 ナンバー）、自動車税、軽自動車税の課税客体以外のもの、構内運搬車、貨車、客車等
6	工 具、器 具 及 び 備 品	テレビ、パソコン、コピー機、FAX機、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、冷蔵庫、電話機、監視カメラ、自動販売機等

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

○家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取扱います。※詳しくは8ページの「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

○家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が施工した内装・内部造作及び建築設備等については、賃借人の償却資産として取扱います。

申告の対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	資 産 の 名 称
共 通 (各業種に共通)	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、事務機、レジスター、金庫、LAN設備、自家発電設備、駐車場設備、自動販売機、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、その他
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、舗装路面工事、その他
駐 車 場 業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面、その他
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、その他
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、その他
料理飲食店業	テーブル、イス、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、その他
理容・美容業	理容・美容イス、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
諸芸師匠業 貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装、その他

※上の表は、償却資産の対象となる**主な**資産の例示です。

～ 家屋と償却資産の区分表 ～

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受・変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 証明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機等、親機・子機等	○				◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置、器具類			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
盗難非常通報装置	設備一式	○				◎	
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○				◎
		中央式給湯設備					◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
屋内の配管等		○				◎	
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びバルブ、ガスボンブ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○			◎	
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備、（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

(4) 償却資産の価格

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、申告された資産1件ごとに算出します。

(評価額の算出方法)

- ・前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r/2) = \text{評価額}$$

- ・前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{評価額}$$

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
2年	0.684	0.658	0.316	22年	0.099	0.950	0.901	42年	0.053	0.973	0.947
3年	0.536	0.732	0.464	23年	0.095	0.952	0.905	43年	0.052	0.974	0.948
4年	0.438	0.781	0.562	24年	0.092	0.954	0.908	44年	0.051	0.974	0.949
5年	0.369	0.815	0.631	25年	0.088	0.956	0.912	45年	0.050	0.975	0.950
6年	0.319	0.840	0.681	26年	0.085	0.957	0.915	46年	0.049	0.975	0.951
7年	0.280	0.860	0.720	27年	0.082	0.959	0.918	47年	0.048	0.976	0.952
8年	0.250	0.875	0.750	28年	0.079	0.960	0.921	48年	0.047	0.976	0.953
9年	0.226	0.887	0.774	29年	0.076	0.962	0.924	49年	0.046	0.977	0.954
10年	0.206	0.897	0.794	30年	0.074	0.963	0.926	50年	0.045	0.977	0.955
11年	0.189	0.905	0.811	31年	0.072	0.964	0.928	51年	0.044	0.978	0.956
12年	0.175	0.912	0.825	32年	0.069	0.965	0.931	52年	0.043	0.978	0.957
13年	0.162	0.919	0.838	33年	0.067	0.966	0.933	53年	0.043	0.978	0.957
14年	0.152	0.924	0.848	34年	0.066	0.967	0.934	54年	0.042	0.979	0.958
15年	0.142	0.929	0.858	35年	0.064	0.968	0.936	55年	0.041	0.979	0.959
16年	0.134	0.933	0.866	36年	0.062	0.969	0.938	56年	0.040	0.980	0.960
17年	0.127	0.936	0.873	37年	0.060	0.970	0.940	57年	0.040	0.980	0.960
18年	0.120	0.940	0.880	38年	0.059	0.970	0.941	58年	0.039	0.980	0.961
19年	0.114	0.943	0.886	39年	0.057	0.971	0.943	59年	0.038	0.981	0.962
20年	0.109	0.945	0.891	40年	0.056	0.972	0.944	60年	0.038	0.981	0.962
21年	0.104	0.948	0.896	41年	0.055	0.972	0.945	61年	0.037	0.981	0.963

【 計算例 】

取得価額 300,000 円、取得時期平成 30 年 5 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

平成 31 年度	=	300,000 円 × (1 - 0.438 / 2)	=	234,300 円
令和 2 年度	=	234,300 円 × (1 - 0.438)	=	131,676 円
令和 3 年度	=	131,676 円 × (1 - 0.438)	=	74,001 円
令和 4 年度	=	74,001 円 × (1 - 0.438)	=	41,588 円
令和 5 年度	=	41,588 円 × (1 - 0.438)	=	23,372 円
※令和 6 年度	=	300,000 円 × (5 / 100)	=	15,000 円
※令和 7 年度	=	300,000 円 × (5 / 100)	=	15,000 円

※令和 6 年度の評価額は【23,372 円 × (1 - 0.438) = 13,135 円】で、取得価額 100 分の 5 に相当する額【300,000 円 × (5 / 100) = 15,000 円】を下回りますので、そのような場合は取得価額の 100 分の 5 に相当する額が決定価格となります。それ以降も、その資産が事業の用に供されている限り、取得価額の 100 分の 5 で評価されます。

(5) 税率・免税点について

① 課税標準額

毎年、1 月 1 日現在の償却資産の価格の合計額が課税標準額となります。

ただし、特例の適用がある場合には、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

② 免税点

全ての償却資産の課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、課税されません。なお、合計が 150 万円未満の場合でも申告は必要です。

③ 税率・税額

税率は、1.4% です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline 1.4 / 100 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline (100 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

(6) マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

① マイナンバーの記載場所

申告の手引きの記載例を参照してください。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては、13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

② 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（1）または（2）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

法人番号を記載した申告書を提出する場合、本人確認資料の添付は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合（番号確認資料＋身元確認資料）

	番号確認資料	身元確認資料
窓口 ・ 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード（裏面） ・ 通知カード ・ 住民票（個人番号付き） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード（表面） ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） 等
電子申告	本人確認資料の添付は <u>不要</u> です。	

(2) 代理人が申告書を提出する場合

（本人の番号確認資料＋代理人の身元確認資料＋代理権確認資料）

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料(原本)
窓口 ・ 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人のマイナンバーカード（裏面） ・ 本人の通知カード ・ 本人の住民票（個人番号付き） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人のマイナンバーカード（表面） ・ 代理人の運転免許証 ・ 代理人の税理士証票 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務代理権限証書 ・ 委任状 等
電子申告	本人確認資料の添付は <u>不要</u> です。		

Ⅲ 償却資産申告書の書き方

受付印		令和〇〇年 1月 14日 福岡県糟屋郡粕屋町長 殿		令和〇〇年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード 0001234567		第二十六号様式 提出用
所 有 者	1 (ふりがな)住所 又は納税通知書送達先	① 〇〇市 A町 1丁目 1番 1号 (電話 092-938-2311)		3 個人番号又は法人番号	③	8 短縮耐用年数の承認	有・無	
	2 (ふりがな)氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	② △△△株式会社 粕屋 太郎 (屋号)		4 事業種目 (資本等の金額)	配管工事 (10 百万円)	9 増加償却の届出	有・無	
				5 事業開始年月	昭和50年 1 月	10 非課税該当資産	有・無	
				6 この申告に回答する者の係及び氏名	④ (電話)	11 課税標準の特例	有・無	
				7 税理士等の氏名	⑤ (電話)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無	
						13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法 有・無	
						14 青色申告	有・無	
資産の種類	取得価額		償却額		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)	① 〇〇町2丁目2番2号 ② ③ ④			
1 構築物	⑥ 650,000	⑦	⑧ 1,300,000	⑨ 1,950,000				
2 機械及び装置	6,030,000		6,830,000	12,860,000				
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具			3,000,000	3,000,000				
6 工具、器具及び備品	2,734,000	571,500	860,000	3,022,500	16 借用資産 貸主の名称等 ⑩株式会社 粕屋リース (有・無)			
7 合計	9,414,000	571,500	11,990,000	20,832,500	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家			
資産の種類		※ 評価額 (ヘ)	※ 決定価格 (ト)	※ 課税標準額 (チ)	18 備考(添付書類等)			
1 構築物					※下記のように記載してください			
2 機械及び装置					⑫資産の増減なし			
3 船舶					・該当資産なし			
4 航空機								
5 車両及び運搬具								
6 工具、器具及び備品								
7 合計								

償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方

- ① 住所 — 住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を記載してください。
- ② 氏名 — 氏名を記載し、ふりがなを付してください(押印不要)。また、個人の場合は屋号、法人の場合は通常呼称される本店・営業所名を記載してください。
- ③ 個人番号又は法人番号 — マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください。
- ④ この申告に回答する者の係及び氏名 — この申告について、直接応答できる方の係及び氏名、電話番号を記載してください。
- ⑤ 税理士等の氏名 — 関与税理士の氏名、電話番号を記載してください。
- ⑥ 前年前に取得したもの(イ) — 前年までに申告された資産の合計です。今年、初めて申告される方は、“0”になります。
- ⑦ 前年中に減少したもの(ロ) — 前年中に減少(売却・滅失・移動)したものの取得価額を記載してください。今年、初めて申告される方は、記載しないでください。
- ⑧ 前年中に取得したもの(ハ) — 前年中に増加(新品取得・中古品取得・移動による受け入れ)したものと前年前に申告漏れになっていたものの取得価額を記載してください。
- ⑨ 計(イ)-(ロ)+(ハ) — 毎年1月1日現在の全資産の取得価額を記載してください。
- ⑩ 事業所等資産の所在地 — 粕屋町内の資産の所在地を記載してください。
- ⑪ 借用資産 — 借用資産がある場合は、貸主の氏名を記載してください。
- ⑫ 備考 — 増減がない場合は「増減なし」、該当資産がない場合は「該当資産なし」と記載してください。

令和〇〇年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名			1 枚のうち
* 所有者コード												△△△株式会社			1
0 0 0 1 2 3 4 5 6 7															1
① 増加事由	② 資産の名称等	③ 数量	④ 取得年月	⑤ 取得価額	⑥ 耐用年数	⑦ 価額	⑧ 課税標準額	⑨ 摘要							
01	① 1 駐 車 場 ア ス フ ァ ル ト 舗 装	1	4 27 4	1,300,000	10	0		①-2 3-4							
02	② 2 溶 接 機	1	4 27 6	320,000	14	0		①-2 3-4							
03	③ 2 高 速 旋 盤	1	5 1 7	5,600,000	14	0		①-2 3-4							
04	④ 5 フ ェ ー ク リ フ ト	1	5 1 8	3,000,000	4	0		①-2 3-4							
05	⑤ 6 複 写 機	1	4 18 7	450,000	5	0		1-2 ③-4 ④-1	福岡市 より移動						
06	⑥ 6 パ ソ コ ン	1	4 20 12	200,000	4	0		①-2 3-4	申告漏れ						
07	⑦ 6 ク ー ラ ー	1	4 21 10	210,000	6	0		①-2 3-4	申告漏れ						
08	⑧ 2 メ ッ キ 加 工 機	1	4 20 11	700,000	7	0		①-2 3-4	申告漏れ						
09	⑨ 2 ア ル ミ 加 工 機	1	4 18 7	210,000	7	0		①-2 3-4	福岡市 より移動						
10						0		1-2 3-4							
11						0		1-2 3-4							
12						0		1-2 3-4							
13						0		1-2 3-4							
14						0		1-2 3-4							
15						0		1-2 3-4							
16						0		1-2 3-4							
17						0		1-2 3-4							
18						0		1-2 3-4							
19						0		1-2 3-4							
20						0		1-2 3-4							
小 計				⑩	11,990,000										

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他いずれかに○印を付けてください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

前年1月2日から本年1月1日までにおいて、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記載してください。（例：令和6年度申告対象 令和5年1月2日～令和6年1月1日）

ただし、初めて申告される方は、本年1月1日現在所有している資産を全部記載してください。

- ① 資産の種類 — 資産の種類は、1～6種（6ページ参照）の数字を記載してください。
- ② 資産の名称等 — 資産の名称は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用して記載してください。
- ③ 数 量 — 資産の数量を記載してください。
- ④ 取得年月 — 資産を取得した年月を記載してください。年号は次の数字で記載してください。“昭和”⇒“3”、“平成”⇒“4”、“令和”⇒“5”
- ⑤ 取得価額 — 資産の取得価額を記載してください。なお、消費税は、会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
- ⑥ 耐用年数 — 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。
- ⑦ 増加事由 — 該当する事由の番号を○で囲んでください。
1:新品取得、2:中古品取得、3:移動による受け入れ、4:その他
- ⑧ 摘 要 — 課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記載してください。
- ⑨ 小 計 — 増加した取得価額の合計をページごとに記載してください。

令和〇〇年度										種類別明細書（減少資産用）										所有者名			1枚のうち	
所有者コード										0 0 0 1 2 3 4 5 6 7										△△△株式会社			1枚目	
行番号	減価率	抹消コード	資産の名称等	①数量	②取得年月			取得価額	取得年	取得月	③減少の事由及び区分			④摘要										
					年	月	日				1.売却	2.滅失	3.移動		4.その他									
01	6		計算機	1	4	14	1	84,000				1・②・3・4	1・②	3台中の1台を滅失										
02	6		計算機	1	4	20	7	105,000				1・2・③・4	①・2	福岡市へ移動										
03	6		ファックス	1	4	6	7	120,000				1・2・③・4	①・2											
04	6		コピー	1	4	22	1	262,500				①・2・3・4	①・2	〇△□商事へ売却										
05												1・2・3・4	1・2											
06												1・2・3・4	1・2											
07												1・2・3・4	1・2											
08												1・2・3・4	1・2											
09												1・2・3・4	1・2											
10												1・2・3・4	1・2											
11												1・2・3・4	1・2											
12												1・2・3・4	1・2											
13												1・2・3・4	1・2											
14												1・2・3・4	1・2											
15												1・2・3・4	1・2											
16												1・2・3・4	1・2											
17												1・2・3・4	1・2											
18												1・2・3・4	1・2											
19												1・2・3・4	1・2											
20												1・2・3・4	1・2											
小計								571,500																

第二十六号様式別表一提出用

種類別明細書（減少資産用）の書き方

前年1月2日から本年1月1日までにおいて、売却、滅失、他市町村への異動等で減少した資産について申告してください。

- ① 数量 — 減少する数量を右詰めで記載してください。
- ② 取得価額 — 資産の名称は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用して記載してください。
- ③ 減少の事由及び区分 — 該当する事由、区分の番号を“○”で囲んでください。
 事由（1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他）
 区分（1 全部 2 一部）
 資産の数量を記載してください。
- ④ 摘要 — 移動先の市町村名等を記載してください。また、売却した場合は、売却先等を記載してください。
- ⑤ 小計 — 減少した取得価額の合計をページごとに記載してください。